

関東信越税理士会 熊谷支部12月例会次第

日時 平成27年12月10日(木)
午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

| | | | |
|----------------|-------------------|---|------------|
| (1) 11月 5日(木) | 支部例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 11月 5日(木) | 県北ブロック研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 11月11日(水) | 歩け歩け大会 | 於 | 秩父 |
| (4) 11月13日(金) | 大里地域税政協議会講演会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (5) 11月16日(月) | 平成27年度納税表彰式 | 於 | さくらめいと |
| (6) 11月19日(木) | 農業青色申告会との協議会 | 於 | 深谷農協 |
| (6) 11月24日(火) | ソフトボール部忘年会 | 於 | 甲子園第2球場 |
| (7) 12月 2日(水) | 支部女性部会 | 於 | アーク |
| (8) 12月 3日(木) | 署とのe-tax及び書面添付協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (9) 12月 3日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (10) 12月 3日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (11) 12月 4日(金) | 税務支援対策部確定申告期日程表作成 | 於 | 支部事務局 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 研修会

日時 12月10日(木)午後1時45分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 税理士法・マイナンバー制度
講師 熊谷税務署総務課長 原田幸嘉氏・DVD

(2) 支部例会・署との協議会

日時 12月10日(木)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(3) 忘年会

日時 12月10日(木)午後5時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

(4) 新年挨拶周り・正副支部長会

日時 1月5日(火)午前11時00分～
場所 熊谷税務署他

(5) 正副支部長・署との協議会

日時 1月7日(木)午後4時30分～
場所 熊谷税務署

(6) 深谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月7日(木)午後4時00分～
場所 埼玉グランドホテル深谷

(7) 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月8日(金)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

(8) コールセンター業務事前説明会

日時 1月15日(金)午前9時45分～11時45分
場所 大宮法科大学院大学2階講堂

(9) 農業青色申告会との調印式

日時 1月20日(水)午後3時00分～
場所 深谷農協

(10) 四者協議会

日時 1月22日(金)午後4時00分～
場所 熊谷商工会議所2階大ホール

- (11) 四者協議会意見交換会
 日時 1月22日(金)午後5時00分～
 場所 徳樹庵熊谷銀座店
- (12) 電子申告パソコン操作研修会
 日時 1月25日(月)午後1時30分～
 場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)
- (13) 電子申告パソコン操作研修会
 日時 2月1日(月)午後1時30分～
 場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)
- (14) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会
 日時 2月2日(火)午後5時30分～
 場所 埼玉グランドホテル深谷

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

栗田篤司(平成27年11月17日 新規登録 税務支援対策部)
 〒360-0033 熊谷市曙町3-62-1 蛭川俊也税理士事務所

税理士法人設立

税理士法人IKG(主たる事務所 平成27年11月5日設立)

飯島賢二

〒360-0024 熊谷市間屋町2-4-18 情報センタービル2階

TEL 528-2190 FAX 528-2193

税理士法人IKG 宮町オフィス(従たる事務所 平成27年11月5日設立)

中村尚和

〒360-0041 熊谷市宮町2-146 飯島ビル

TEL 522-4123 FAX

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 1月14日(木) 午前9時30分～ 例会・署との協議会

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 1月14日(木) 午前10時45分～11時45分

内容 農業青色申告

講師 熊谷税務署担当官

単位 1単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成27年12日10日現在)

2月例会 2月 9日(火) 午前9時30分～

3月例会 3月25日(金) 午後4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

| 当番月日 | 当番会員名 | 備考 |
|---------------|-------|----|
| 28. 2. 8 (月) | 岡本祐一 | |
| 28. 2. 15 (木) | 納見 宏 | |
| 28. 2. 18 (木) | 木島重雄 | |
| 28. 2. 22 (月) | 西田政隆 | |
| 28. 2. 25 (木) | 橋本直樹 | |
| 28. 2. 29 (月) | 渡辺 保 | |
| 28. 3. 3 (木) | 吉留良平 | |
| 28. 3. 7 (月) | 渡辺雅江 | |
| 28. 3. 10 (木) | 飯島賢二 | |
| 28. 3. 14 (月) | 小島久幸 | |
| 28. 3. 17 (木) | 桜澤 敦 | |
| 28. 3. 24 (木) | 嶋田洋一 | |
| 28. 3. 28 (月) | 鈴木 昇 | |
| 28. 3. 31 (木) | 高橋勤二 | |
| 28. 4. 4 (月) | 中村尚和 | |
| 28. 4. 7 (木) | 前山信一 | |
| 28. 4. 11 (月) | 松本一良 | |
| 28. 4. 14 (木) | 村田克也 | |
| 28. 4. 18 (月) | 山崎浩成 | |
| 28. 4. 21 (木) | 龍前篤司 | |
| 28. 4. 25 (月) | 足立憲夫 | |
| 28. 4. 28 (木) | 大谷宏一 | |
| 28. 5. 9 (月) | 小野澤克則 | |
| 28. 5. 12 (木) | 柿沼和歌枝 | |
| 28. 5. 16 (月) | 小島周二 | |
| 28. 5. 19 (木) | 柴崎 健 | |
| 28. 5. 23 (月) | 菅 美子 | |

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

平成27年12月10日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中村敏行
副支部長 清水茂昭
地域長 天笠裕司
研修部長 福島泰彦

税理士会36時間規定研修

平成27年度熊谷支部研修会のご案内

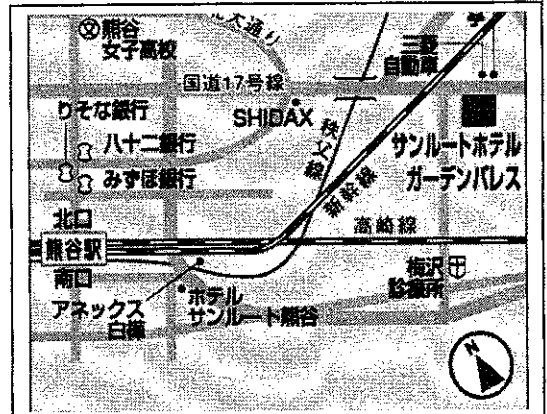
拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

記

日時 平成28年1月14日(木) 午前10時45分～11時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 農業青色申告
講師 熊谷税務署担当官
対象 税理士会会員及び職員
単位 1単位
バス 熊谷駅南口 9時10分発



★資料準備の為、12月21日(月)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

平成28年1月14日の研修会出席人数

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名 _____

おねがい

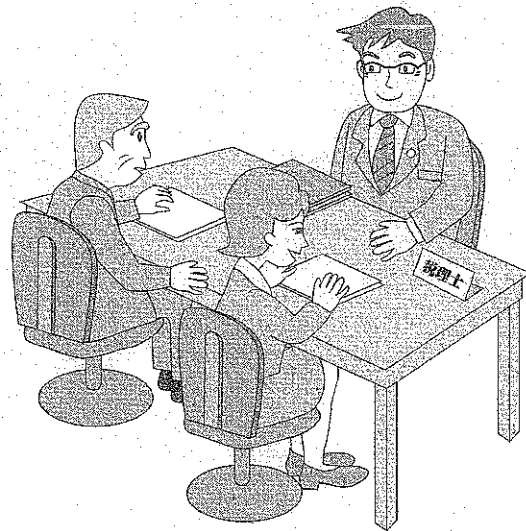
税理士でない者が、納税者の代理を行うこと、申告書等税務書類の作成をすること、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得の方、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしたちも税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関東信越税理士会

支部 担当税理士

平成 年分税務相談表（会員事務所用）

確申 様式1号

| | |
|-------|--|
| 年 月 日 | |
| 支 部 | |
| 担当税理士 | |

申告書提出月日を記入してください

| 相談日 | 氏 名 | 住 所 | 申告書 | | 報酬 | |
|-----|-----|-----|-----------|-------------|----|-----|
| | | | 受理 | | | 未受理 |
| | | | 書面 による | 代理送信 による | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | |
|---------|---|----------------|
| 電話による相談 | 件 | いずれか一つの該当項目に○印 |
| | | 有 料 分 に ○ 印 |

※ 確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

日時 平成27年12月10日(木)
16時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

席上配付資料「埼玉県のマイナンバー対応について」

「法人県民税の超過課税の延長について」

「個人住民税の給与からの特別徴収を徹底します！」

4 税務署からの連絡事項

- (1) 平成27年分確定申告期における閉庁日対応について (総務課)
別添1「閉庁日対応税務署」参照

閉庁日対応実施日：平成28年2月21日(日)及び2月28日(日)

対応業務は、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談です。

※ 納税はできませんのでご注意ください。

- (2) 平成27年分所得税等確定申告期におけるe-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について (総務課)

イ e-Tax の受付時間 (送信可能時間)

(イ) 平成 28 年 1 月 12 日 (火) ~ 3 月 15 日 (火)

全期間 (土日祝日を含む。)

24 時間

(注 1) 1 月 12 日 (火) は 8 時 30 分から利用可能。

(注 2) 月曜日 0 時 ~ 8 時 30 分 (メンテナンス時間) を除く。

(ロ) 上記 (イ) 以外の期間 (通常期)

月曜日 ~ 金曜日 (祝日等及び年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日) を除く。)

8 時 30 分 ~ 24 時

ロ e-Tax ・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

(イ) 平成 28 年 1 月 12 日 (火) ~ 3 月 15 日 (火)

月曜日 ~ 金曜日 (2 月 11 日 (祝日) を除く。) 及び 2 月 21 日・28 日、3 月 6 日・13 日の日曜日

9 時 ~ 20 時

(ロ) 上記 (イ) 以外の期間 (通常期)

月曜日 ~ 金曜日 (祝日等及び年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日) を除く。)

9 時 ~ 17 時

(3) 社会保障・税番号制度について

(総務課)

別添 2 「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」参照

国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」の「本人確認に関するFAQ」「法人番号に関するFAQ」が、更新されましたのでお知らせします。

(4) 平成 27 年分確定申告に係る口座振替日について

(管理運営部門)

イ 申告所得税及び復興特別所得税 平成 28 年 4 月 20 日 (水)

ロ 消費税及び地方消費税 (個人事業者) 平成 28 年 4 月 25 日 (月)

(5) 確定申告関係用紙の配付等について

(管理運営部門)

別添 3 「確定申告関係用紙配付一覧 (平成 27 年分)」参照

別添 4 「確定申告関係用紙申込票」参照

イ 別添 3 「確定申告関係用紙配付一覧 (平成 27 年分)」の用紙

関東信越税理士会熊谷支部事務局に備え付けていただき、必要な書類は事務局から取得していただくようお願いします。

ロ 別添 3 以外の用紙

別添 4 「確定申告関係用紙申込票」により税務署 (管理運営部門) 宛に提出いただきますようお願いします。

※ なお、e-Tax の利用推進の観点から、税務署への配付部数も減少しており、e-Tax の利用、国税庁ホームページからの取得にご協力をお願いします。

(6) 期限内納付及び納付困難場合の早期の納付相談のお願いについて (徴収部門)

日頃から、滞納の未然防止につきましてご協力いただきありがとうございます。
今後も引き続き、関与先の皆様への期限内納付指導をお願いいたします。
なお、万一、期限内納付が困難な場合には、早めに徴収部門へ納付相談に行くよう指導をお願いいたします。

(7) 「未納国税のお知らせ」(年末催告書)の送付について (徴収部門)

12月中旬に全滞納者に対して「未納国税のお知らせ」を送付いたします(対象者:約800人)。
問い合わせにつきましては、徴収部門まで連絡をお願いいたします。

(8) 平成27年分確定申告税理士無料相談について (個人課税部門)

| | |
|-------|-------------------------------|
| 会 場 | キララ上柴 「ハナミズキ」 |
| 所 在 地 | 深谷市上柴町西4-2-14 アリオ深谷3階 |
| 開設期間 | 平成28年2月16日(火)～3月11日(金) 土・日を除く |
| 受付時間 | 午前9時15分～11時30分、午後1時～3時30分 |
| 集合時間 | 午前9時 |
| 昼 休 み | 正午から午後1時 |
| そ の 他 | キララ上柴で食事はできません。飲み物は可。 |

(9) e-Tax代理送信研修会の開催について (個人課税部門)

| 開催日時 | | 場 所 |
|----------|-----------|---|
| 1月25日(月) | 午後1時30分から | 埼玉工業大学(深谷市普濟寺1690)23号館 情報基盤センター実習室2321教室 |
| 2月1日(月) | 午後4時まで | |

上記の日程で、e-Tax代理送信研修会を開催いたします。

研修は、

- 事前準備初期設定の方法
- e-Tax代理送信の方法

を予定しております。

(10) プレプリント申告書送付対象者見直しについて (個人課税部門)

別添5「翌年は、申告書の送付に代えて、「確定申告書のお知らせ」が送付されます。」参照

別添6「プレプリント申告書の送付対象者の見直しについて」参照

高松国税局及び福岡国税局において、平成28年分確定申告で試行として実施し、試行により判明した課題等について必要な対策を講じた上で、平成29年分確定申告から全国の国税局において実施する予定となっております。

(11) 法人税及び所得税確定申告書作成の際に、源泉徴収税額の記載について

(法人課税部門)

法人税及び所得税確定申告書の作成に際して、法人事業概況説明書、預り金内訳書、青色決算書、収支計算書に給与等の支払い金額、源泉徴収税額を確実に記載していただきますようよろしくお願いいたします。

添付書類

- 1 「閉庁日対応税務署」
- 2 「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」
- 3 「確定申告関係用紙配付一覧（平成27年分）」
- 4 「確定申告関係用紙申込票」
- 5 「翌年は、申告書の送付に代えて、「確定申告書のお知らせ」が送付されます」
- 6 「プレプリント申告書の送付対象者の見直しについて」

席上配付資料

- 「埼玉県のマイナンバー対応について」
- 「法人県民税の超過課税の延長について」
- 「個人住民税の給与からの特別徴収を徹底します！」

| 局(所) | 署 |
|---------------|---|
| 札幌 (4署) | 札幌北、札幌南、札幌西、札幌東 |
| 仙台 (9署) | 青森、盛岡、仙台北、仙台中、山形、福島 合同会場(対象署:仙台北、仙台中、仙台南) 合同会場(対象署:秋田南、秋田北) |
| 関東信越 (22署) | 日立、土浦、竜ヶ崎、宇都宮、前橋、高崎、川越、所沢、春日部、上尾、越谷、朝霞、新潟、長野 合同会場(対象署:水戸、太田) 合同会場(対象署:熊谷、行田) 合同会場(対象署:川口、西川口) 合同会場(対象署:浦和、大宮) |
| 東京 (76署) | 千葉東、千葉南、千葉西、市川、船橋、木更津、松戸、成田、柏、杉並、荻窪、豊島、王子、荒川、板橋、葛飾、江戸川北、江戸川南、八王子、武蔵野、武蔵府中、町田、日野、東村山、鶴見、横浜南、神奈川、戸塚、緑、川崎南、川崎北、川崎西、横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、相模原、厚木、大和、甲府 合同会場(対象署:麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島、江東西、江東東) 合同会場(対象署:品川、荏原) 合同会場(対象署:四谷、新宿、中野) 合同会場(対象署:大森、雪谷、蒲田) 合同会場(対象署:練馬東、練馬西) 合同会場(対象署:足立、西新井) 合同会場(対象署:目黒、世田谷、北沢、玉川、渋谷) 合同会場(対象署:立川、青梅) 合同会場(対象署:横浜中、保土ヶ谷) |
| 金沢 (3署) | 富山、金沢、福井 |
| 名古屋 (26署) | 豊橋、岡崎、一宮、半田、津島、豊田、小牧、津 合同会場(対象署:岐阜北、岐阜南) 合同会場(対象署:静岡、清水) 合同会場(対象署:浜松西、浜松東) 合同会場(対象署:名古屋東、名古屋北、尾張瀬戸) 合同会場(対象署:名古屋西、名古屋中村、熱田、中川) 合同会場(対象署:千種、名古屋中、昭和) 合同会場(対象署:刈谷、西尾) |
| 大阪 (56署) | 大津、草津、宇治、堺、岸和田、豊能、吹田、泉大津、枚方、茨木、八尾、泉佐野、富田林、門真、東大阪、姫路、尼崎、明石、西宮、芦屋、伊丹、加古川、奈良、葛城、和歌山 広域センター(対象署:上京、左京、中京、東山、下京、右京、伏見) 広域センター(対象署:大阪福島、西、西淀川、旭、城東、東淀川、北、大淀) 広域センター(対象署:港、天王寺、浪速、東成、生野、阿倍野、住吉、東住吉、西成、東、南) 広域センター(対象署:灘、兵庫、長田、須磨、神戸) |
| 広島 (11署) | 鳥取、松江、山口 合同会場(対象署:岡山東、岡山西、西大寺、瀬戸) 合同会場(対象署:広島東、広島南、広島西、広島北) |
| 高松 (4署) | 徳島、高松、松山、高知 |
| 福岡 (10署) | 香椎、西福岡、佐賀、長崎 合同会場(対象署:門司、若松、小倉、八幡) 合同会場(対象署:博多、福岡) |
| 熊本 (5署) | 熊本西、熊本東、大分、宮崎、鹿児島 |
| 沖縄 (2署) | 合同会場(対象署:那覇、北那覇) |
| 全国計 (228署) | |

- (注) 1 合同会場では、対象署の納税者の申告相談及び確定申告書の收受を行う。
 2 広域センターでは、対象署並びに対象署以外の署の納税者の申告相談及び確定申告書の仮收受を行う。
 3 下線部分は、新たに合同会場となった署又は変更になった署を示す。

[ホーム](#) > 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について

社会保障・税番号制度<マイナンバー>について



社会保障・税番号制度<マイナンバー>

あなたにも、マイナンバー。はじまります。

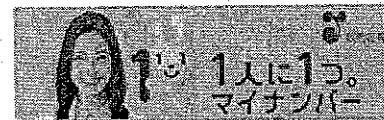
平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。国税における番号制度に関する情報を次の3つのボタンで案内しています。



事業をされている方や番号を取扱う方に、国税のマイナンバーに関する情報を掲載しています。



法人番号の制度概要や公表方法など、法人番号に関する最新情報を掲載しています。



番号制度の概要、メリットや今後のスケジュールについて分かりやすく解説しているサイトに移動します。

お知らせコーナー(最新のトピックスを更新しています)

[「本人確認に関するFAQ」を更新しました。\(平成27年11月26日\)](#)

[「法人番号に関するFAQ」を更新しました。\(平成27年11月25日\)](#)

[法人番号指定通知書送付時に同封しているリーフレット\(平成27年8月作成\)\(PDF/851KB\)を掲載しました。\(平成27年11月18日\)](#)

[事前の情報提供分\(その他\)に電子申告・納税等開始\(変更等\)届出書の様式案を掲載しました。\(PDF/130KB\)\(平成27年11月9日\)](#)

[法人番号指定通知書に関する問合せ先の電話番号が変更になりました。\(平成27年11月2日\)](#)

[事前の情報提供分\(法定調書関係\)に給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の確定様式を掲載しました。\(平成27年10月30日\)](#)

[源泉徴収事務・法定調書作成事務における社会保障・税番号制度の概要\(マイナンバーが始まります\)を掲載しました。\(平成27年10月30日\)](#)

[国税分野における社会保障・税番号制度に伴う各種様式の変更点\(PDF/4,183KB\)を更新しました。\(平成27年10月30日\)](#)

[社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQページを改修・更新しました。\(平成27年10月28日\)](#)

[「国税庁法人番号公表サイト」を開設しました。\(平成27年10月5日\)](#)

[「法人番号の公表機能に関する仕様の公開について」を更新しました。\(平成27年10月5日\)](#)

[個人番号カードの交付申請を予定されている方へ\(平成27年10月2日\)](#)

[本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載が不要になりました。\(PDF/207KB\)\(平成27年10月2日\)](#)

[法人番号リーフレット\(PDF/1.15MB\)を作成しました。\(平成27年9月10日\)](#)

[法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて掲載しました。\(平成27年9月8日\)](#)

[法人番号に係るポスター\(PDF/627KB\)を作成しました。\(平成27年7月21日\)](#)

[過去の更新履歴はこちら](#)

[ホーム](#)>[社会保障・税番号制度<マイナンバー>について](#)>[社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ](#)
>[本人確認に関するFAQ](#)

本人確認に関するFAQ

(1) 本人確認(総論)

- Q1-1 個人番号が記載された申告書、法定調書等を税務署等へ提出する際や、法定調書提出義務者が金銭の支払を受ける者から個人番号の提供を受ける際の本人確認はどのように行うのですか。
- Q1-2 法定調書提出義務者が上記の方法で本人確認ができない場合には、どのようにすればよいのですか。
- Q1-3 源泉徴収票の作成等のために、従業員から個人番号の提供を受ける際にも本人確認を行わなければならないのですか。
- Q1-4 継続的な取引に関する法定調書についても、金銭の支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、毎回、本人確認を行わなければならないのですか。
- Q1-5 本人確認方法として、「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」による確認等も番号法施行規則で認められていますが、その具体的な内容を教えてください。
- Q1-6 税理士等の代理人が顧客の個人番号を記載した申告書等を提出する際の本人確認はどのように行うのですか。
- Q1-7 源泉徴収義務者が給与所得者から「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」などの提出を受ける場合、控除対象配偶者等についても本人確認する必要があるのですか。
- Q1-8 法人番号の提供を行う場合にも、本人確認が必要になるのでしょうか。

(2) 本人確認(国税庁告示)

- Q2-1 あらかじめ氏名や住所等を印字した上で交付した書類による身元確認も可能ですか。
- Q2-2 国税庁告示1-5「個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類」を先方に送付し、先方から通知カード等の番号確認書類の写しが添付され、返送された際、結婚等による氏名変更や転居等による住所変更などにより通知カード等の記載内容と印字内容が異なっていた場合においても、本人確認を了したと考えてよいのですか。
- Q2-3 従業員や親族から個人番号の提供を受ける場合も本人確認が必要ですか。
- Q2-4 会社の各部署の担当者が、対面により提出を受けた個人番号が記載された書類の取りまとめを行い、会社全体の個人番号の取りまとめ又は源泉徴収票の作成等を行う部署に対して交付・送付する業務フローにおいては、各部署の担当者による取りまとめの段階で、国税庁告示8-1の要件を満たしているため、身元確認を了していると判断してよいのですか。
- Q2-5 本人確認について、個人番号カード等(写し)の提出に代えて、個人番号カード等の写真を撮って送信する方法も可能ですか。
- Q2-6 国税庁告示8-1の要件を満たすためには、「本人であることの確認」を以前にした旨の記載又は証拠の添付が必要ですか。
- Q2-7 従業員や顧客に発行したIDやパスワードの入力により、身元確認をすることも可能ですか。
- Q2-8 「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」とはどのようなものですか。
- Q2-9 「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」には氏名、住所、生年月日の全ての記載が必要ですか。

Q2-10 事業者から交付される源泉徴収票等を、国税に関する手続における本人確認書類として使用することはできますか。NEW

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁

[ホーム](#) > [社会保障・税番号制度](#) <[マイナンバー](#)> > [社会保障・税番号制度](#) <[マイナンバー](#)>
[FAQ](#) > [法人番号に関するFAQ](#)

法人番号に関するFAQ

(法人番号の制度に関するFAQ)

Q1 [法人番号はどのような団体に指定されるのでしょうか。](#)

Q1-1 [一定の要件に該当するとは、具体的にどのような場合をいうのですか。](#)

Q1-2 [法人番号の指定を受けるための届出はどのように行えばよいのでしょうか。NEW](#)

Q1-3 [「人格のない社団等」とは、具体的にどのような団体のことをいうのでしょうか。](#)

Q1-4 [当団体は、人格のない社団等に該当しますが、どのような場合に法人番号が指定されるのでしょうか。](#)

Q1-5 [清算の終了等により法人格が消滅し、閉鎖登記を行っている場合、法人番号は指定されるのでしょうか。](#)

Q2 [法人番号はどのように指定されるのでしょうか\(桁数\)。](#)

Q3 [法人番号の利用範囲は個人番号と同じですか。](#)

Q4 [法人番号はいつどのような方法で通知されるのでしょうか。](#)

Q4-1 [番号法施行日以降に新たに設立登記した法人ですが、法人番号はいつ通知されるのでしょうか。](#)

Q4-2 [番号法施行日以降に、新たに出来た設立登記のない法人ですが、法人番号はいつ通知されるのでしょうか。](#)

Q4-3 [法人番号の指定を受けるための届出を提出する場合、法人番号はいつ通知されるのでしょうか。](#)

Q5 [法人番号はどこに通知されるのでしょうか。](#)

Q5-1 [外国法人の通知書は、どこに送付されるのでしょうか。](#)

Q5-2 [法人番号指定通知書が届かない場合は、どのようにすればよいのでしょうか。](#)

Q5-3 [法人番号指定通知書を紛失した場合は、どのようにすればよいのでしょうか。](#)

Q5-4 [法人番号指定通知書が届いたが、既に解散しており、現在事業実態がありません。届いた法人番号指定通知書は、どうすればよいのでしょうか。NEW](#)

Q6 [法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのでしょうか。](#)

Q6-1 [法人番号等の基本3情報\(商号や本店所在地及び法人番号\)は、なぜ公表されるのでしょうか。](#)

Q7 [清算の終了等により法人格が消滅した場合、法人番号は抹消されるのでしょうか。](#)

Q8 [国税庁は法人番号の付番機関になるとのことですが、法人番号の指定や通知書の発送及び法人番号等の公表業務は、どの部署で行われるのでしょうか。](#)

Q9 [法人番号公表サイトでは、法人番号等の検索やデータダウンロードが可能になるとのことですが、それらの機能の詳細\(仕様\)について教えてください。](#)

Q10 [「法人番号等の公表同意書」は必ず提出しなければならないのでしょうか。NEW](#)

Q10-1 [公表に同意した後に、同意を撤回して非公表とすることはできるのでしょうか。NEW](#)

Q10-2 公表に同意した後に、団体の名称が変更になりました。その場合、特段の手続きを経ることなく、変更後の名称が公表されるのでしょうか。NEW

Q11 法人番号指定通知書の同封物の内容について確認したい場合、どちらに確認すればよいのでしょうか。NEW

Q11-1 「法人番号の指定に関するお尋ね」は必ず提出しなければならないのでしょうか。NEW

Q11-2 当団体は、PTAとして活動している団体ですが、「法人番号の指定に関するお尋ね」の確認フローチャートQ2法人の確認区分の「人格のない社団等」に該当するのでしょうか。NEW

Q11-3 企業年金基金ですが、「法人番号の指定に関するお尋ね」の確認フローチャートQ2法人の確認区分のどれに該当するのでしょうか。NEW

Q11-4 海外に本店がある外国法人ですが、日本に営業所はありません(確認フローチャートの⑦に該当します)。法人番号の指定に関するお尋ねの回答用紙3「国外の本店所在地」欄はどのように記載すればよいのでしょうか。NEW

Q12 本店所在地の変更登記をしましたが、法人番号の関係で何か手続きが必要でしょうか。NEW

(法人番号公表機能に関するFAQ)

Q1 法人番号の公表に関する具体的なスケジュールについて教えてほしい。

Q2 公表されるダウンロードデータのサンプルデータを提供してほしい。NEW

Q3 Web-API機能の利用に必要なアプリケーションIDの発行依頼と、情報記録媒体による全件データの提供依頼をするため、「アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体によるデータ提供依頼書」を提出する予定です。届出(依頼)様式の入手方法について教えてください。

Q3-1 「アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体によるデータ提供依頼書」は、だれでも提出できるのでしょうか。

Q3-2 情報記録媒体によるデータ提供は、何日程度で情報記録媒体が返送されますか。また、データ提供を一定期間分(例えば1年分)まとめて依頼することはできますか。また、何日程度で情報記録媒体が返送されますか。

Q4 法人番号公表サイトの検索結果(法人情報)画面のアドレスには、直接アクセスできるのでしょうか。NEW

Q5 法人番号は、何桁区切りで表示されますか。

Q6 法人の種類を示す組織名称の位置(前株、後株等)について、把握する方法はありますか。

Q7 ダウンロードファイルに法人名の読み仮名が含まれていませんが、今後、提供するデータ項目に追加する予定はありますか。

Q8 Web-API機能を使って、全件データを取得することは可能ですか(例えば、取得期間開始日に番号法の施行日(2015-10-05)を設定し、取得期間終了日に抽出日を設定するなど)。

Q9 Web-API機能の抽出条件指定の際、「所在地、法人種別」の条件指定を省略した場合は、全国・全法人の差分データを取得することが可能でしょうか。

Q10 Web-API機能を利用して、「名称又は所在地をキーに法人番号を調べる」ことはできないのでしょうか。

Q11 番号法施行日(平成27年10月5日)以前から存在する法人について、番号法施行日前の変更履歴情報は公表されないのでしょうか。

Q12 Web-API機能の提供開始(平成27年12月1日)前に事前検証環境(テスト環境)を公開する予定はありますか。

確定申告関係用紙配付一覧 (平成27年分)

税理士会

[所得税関係]

| 用 紙 名 | |
|--------------------|---------------|
| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 | A様式 |
| | B様式 |
| | 第三表(分離課税用) |
| | 第四表(損失申告用) |
| | 申告書付表(震災被災者用) |
| | 添付書類台紙 |
| 確定申告書の手引き | A様式用 |
| | B様式用 |
| | 損失申告用 |
| 青色決算書 | 一般用 |
| | 不動産用 |
| | 付表(医師・歯科医師用) |
| 収支内訳書 | 一般用 |
| | 不動産用 |
| | 農業用 |

| 用 紙 名 | |
|-------|---------------------------------------|
| 添付書類 | 所得の内訳書 |
| | 医療費の明細書 |
| | 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 |
| | 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受ける場合の必要経費の額の計算書 |
| | 政党等寄附金特別控除額の計算明細書 |
| | 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書 |
| | 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用) |
| | 申告書付表(準確定申告) |
| | |
| | |
| | |

[消費税関係]

| | |
|---------|-------------------|
| 消費税の申告書 | 一般・簡易 |
| | 付表2・付表5・付表6 |
| | 一般・簡易用手引き |
| | 課税売上高計算表・課税仕入高計算表 |
| | 消費税の還付申告に関する明細書 |
| | |

[資産税関係]

| | |
|--------------------|--|
| 贈与税申告書 | 譲渡所得の内訳書 |
| | 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 |
| | 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) |
| | 第一表 |
| | 第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) |
| 第二表(相続時精算課税の計算明細書) | |
| 相続時精算課税選択届出書 | |

[納付関係]

| | |
|-------|---------|
| 納付書関係 | 所得税納付書 |
| | 消費税納付書 |
| | 贈与税納付書 |
| | 口座振替依頼書 |

[電子申告関係]

| |
|--------------------|
| 電子申告・納税等開始(変更等)届出書 |
| ダイレクト納付利用届出書 |

平成 年 月 日

熊谷税務署
管理運営部門 宛

確定申告関係用紙申込票

税理士名 _____
所在地 _____
担当者 _____
電 話 _____

| 用紙名等 | 部数 | 用紙名等 | 部数 |
|------|----|------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 1 主な用紙は、税理士会事務局にまとめて用意してあります。
- 2 税理士会事務局に用意していない用紙については、この申込票をご提出ください。
- 3 用紙の交付については、管理運営部門の窓口で交付します。
事前にご連絡を差し上げますが、概ね1週間程度かかります。

| 準備 | 交付 |
|----|----|
| | |

※ このリーフレットは試行局（高松・福岡）において配付するものです。

別添5

翌年は、申告書の送付に代えて、 「確定申告のお知らせ」が送付されます。

平成 28 年分の確定申告から、次の「送付物が変更される方」に該当される方には、申告書に代えて、「確定申告のお知らせ」が送付されることとなります。

(※)「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の「納期限」及び「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがき又は通知書です。
なお、「確定申告のお知らせ」を送付する方には、青色申告決算書又は収支内訳書も送付されません。

㊦ 送付物が変更される方

確定申告書が送付されていた方のうち、平成 27 年分の「所得税及び復興特別所得税」又は「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で書面により提出された方

- ・ 税理士会による無料相談会場
- ・ 地方公共団体による相談会場
- ・ 青色申告会による相談会場

確定申告のお知らせ

※確定申告のお知らせの一例です。

重要

料金は納税後
60日以内でも
作成しなくても
作成しなくても
作成しなくても

100-0013
千代田区蔵が関
3丁目1-1

平成26年分
確定申告のお知らせ

国税 太郎 様

〒100-0013
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎

JH2 000000001

| | 申告書の受付期間 | 納期限 (最終納付日) |
|---------|-----------------------------|----------------|
| 所得税等 | 平成27年2月16日(月)～平成27年3月16日(月) | 平成27年3月16日(月) |
| 復興特別所得税 | 平成27年3月16日(月)～平成27年4月20日(月) | 平成27年4月20日(月) |
| 消費税等 | 平成27年1月～平成27年3月31日(火) | 平成27年3月31日(火) |
| 地方消費税 | 平成27年2月16日(月)～平成27年4月23日(木) | 平成27年4月23日(木) |

麹町税務署
電話 03-3221-6011

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用の皆さんに、確定申告書等の送付に代えて送付しています。

平成28年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎 様

＜電子申告 (e-tax) に関する事項＞
○ 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234

○ ダイレクト納税
※ 納税口座指定

＜所得税及び復興特別所得税に関する事項＞
○ 申告の種類
○ 予定納税額 (合計) 99,999,999,999,999円
○ 振替納税利用
金融機関

○ 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況
○ 「課税事業者選択届出書」の提出状況
○ 「課税期間特別選出届出書」の提出状況
○ 中間納付税額 (合計) 999,999,999,999
○ 中間納付税額割額 (合計) 999,999,999,999
○ 振替納税利用
金融機関

提出あり

国税銀行
財務支店

国税 太郎 様

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、平成28年度の納税先が変更される場合は、必ず変更届を提出してください。

※ 届出がないと見做される場合は、「一」を添付しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していた申告書と、平成27年分の確定申告書及び地方消費税申告書とを合算し、申告書の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合算し、申告書の中間申告分に記載してください。

JH2 000000001

01101-01234567

税務署からののお知らせ

平成27年分用に画像差し替え予定

税務署独自情報

「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載しているお知らせです。

損失を翌年に繰り越すためには確定申告が必要となります。

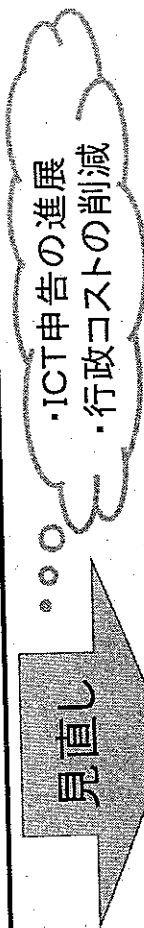
◎ 確定申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！
詳しくは、裏面に記載しておりますので、是非ご利用ください。

プレプリント申告書の 送付対象者の見直しについて

平成27年11月
関東信越国税局

プレプリント申告書に関する国税庁のこれまでの取組

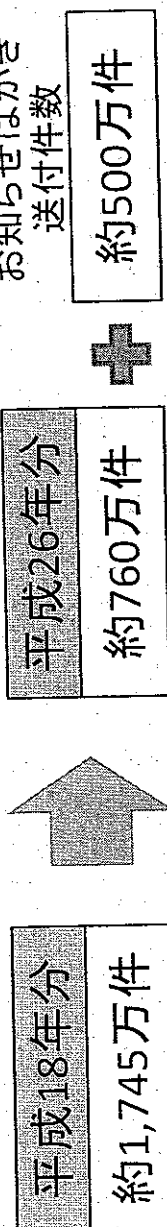
継続的に申告が必要な方に対して、①納税者サービス、②確定申告に係る広報、③事務処理の効率化等を目的としてプレプリント申告書を事前に送付



見直し内容

- ・平成19年分：翌年の確定申告に必要な情報を納税者のメッセージボックスに格納することを前提に、e-Tax利用者（自宅等からの本人送信又は税理士の代理送信）をプレプリント申告書の送付対象者から除外
- ・平成21年分：次に該当する者に対して、プレプリント申告書に代えてお知らせはがきを送付
 - ・ 税務署の申告会場でパソコンを利用して申告した者
 - ・ 自宅等で確定申告書作成コーナーを利用し、書面により申告した者
- ・平成22年分：税理士の無料相談等によるe-Tax利用者に対して、プレプリント申告書に代えてお知らせはがきを送付

○ 所得税のプレプリント申告書送付件数



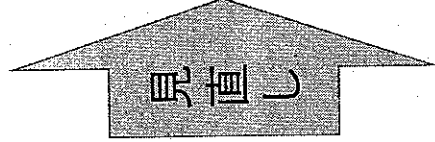
プレプリント申告書に対する国税庁の問題意識及び見直しの内容

問題意識

- ① 申告書作成ソフトの普及等に伴い、プレプリント申告書を使用していないケースが多い
- ② プレプリント申告書の事前送付がICT利用率の向上を阻害しているとの意見
- ③ e-Taxに係る添付書類のイメージ送信等、環境変化に伴うICT利用率の向上の可能性から、今後、プレプリント申告書の利用が更に減少すると想定

平成28年分申告において
高松・福岡で試行

| 相談区分等 | 翌年送付物 (現状) | 見直し後の 翌年送付物 | 相談機関等への 協力要請事項 | |
|-------------|---------------|--------------------------------|--|--|
| ① 税理士関与 | プレプリント 申告書 | なし(納付書は送付) | プレプリント申告書が送られなくなることを、関与先の納税者にお伝え願います | |
| ② 青色申告会 | | お知らせはがき | ・施策開始前年の②③④の会場において、周知用チラシを配付願います | |
| ③ 無料相談 | | | ・施策開始前年から②③④の会場において、翌年申告用の青色申告決算書や収支内訳書を配付願います | |
| ④ 地方公共団体 | | お知らせはがき(注1)又は プレプリント申告書(注2) | | |
| ⑤ その他(手書き等) | | | | |



(注1) 給与所得者等のICT利用への移行が期待される納税者に限定
(注2) 無申告防止等の観点から、事業所得者や消費税課税事業者等には、従前どおりプレプリント申告書を送付

プレプリント申告書の送付対象者見直しに係るスケジュール等

| 平成27事務年度 (H27年分確定申告) | | | | | | | | | | | | 平成28事務年度 (H28年分確定申告) | | | | | | | | | | | | 平成29事務年度 (H29年分確定申告) | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|----|----|--|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| H27 | | | | H28 | | | | H29 | | | | H30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール等</p> | | | | | | | | | | | | <p>プレプリント申告書 お知らせはがき</p> <p>試験局：対象者は変更なし (従来どおり) 周知チラシ等の配償</p> <p>試験局以外：対象者の変更なし (従来どおり)</p> | | | | | | | | | | | | <p>プレプリント申告書 お知らせはがき</p> <p>試験局：見直し後の対象者 (従来どおり) 周知チラシ等の配償</p> <p>試験局以外：対象者の変更なし (従来どおり)</p> | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | <p>関係民間団体等への事前周知(庁・試験局)</p> | | | | | | | | | | | | <p>試験実施(福岡・高松)</p> <p>各種分析・課題等への対応</p> <p>試験結果報告</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>試験</p> | | | | | | | | | | | | <p>関係民間団体等への事前周知(試験局以外)</p> | | | | | | | | | | | | <p>全国実施</p> | | | | | | | | | | | |

お願いしたい事項

○ 前年の申告に税理士が関与し、書面により申告書を提出されている納税者に対しては、平成29年分申告(試行局である福岡局及び高松局は平成28年分申告)から、プレプリント申告書が送られませんが、

○ 書面により申告書を提出されている税理士の皆様は、プレプリント申告書を送られなくなることを、関与先の納税者にお伝え願います。

埼玉県の マイナンバー対応について

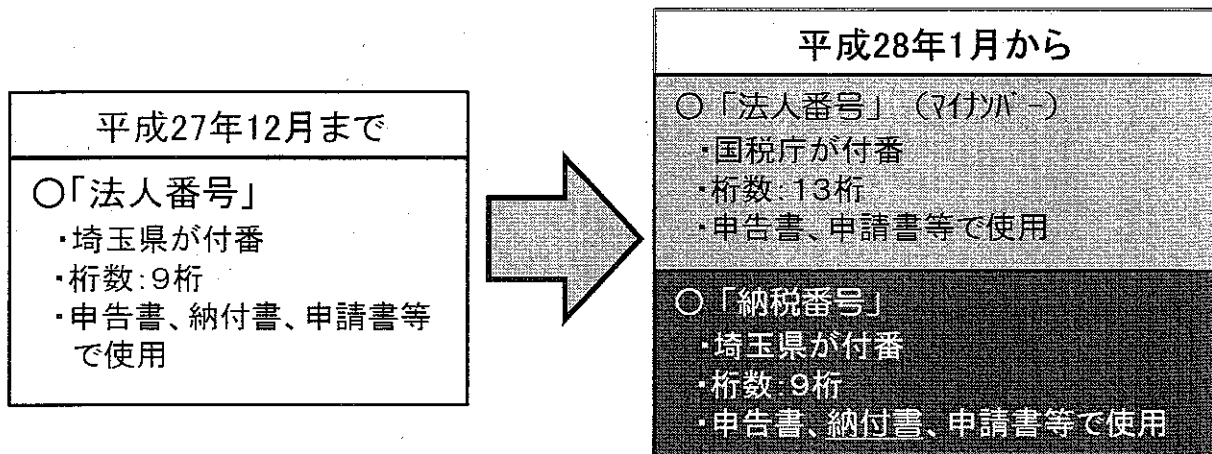
埼玉県



埼玉県の法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告、納付等における平成28年1月からのマイナンバーの取扱いは以下のとおりです。御協力をお願いします。

- 埼玉県固有の「法人番号」は、「納税番号」と名称を変えて引き続き使用します。

今まで埼玉県固有の「法人番号」(9桁)は「納税番号」として、引き続き、申告・納付等の手続で使用します。なお、平成28年1月以降の取扱いは以下のとおりです。



- そこで、納税者・税理士の皆様には、以下の対応に御協力をお願いします。
 - 1 各種申告書・申請書には、原則として「法人番号」(マイナンバー)と「納税番号」の両方の御記入をお願いします。
 - 2 納付書には、「法人番号」(マイナンバー)を使用せず、必ず「納税番号」(9桁)の御記入をお願いします。(納税確認・納税証明書発行に必要です。御協力ください。)
- 「法人番号」(マイナンバー)は次の時期から記載していただく必要があります。
 - 申請書・届出書等・・・平成28年1月1日から
 - 申告書および別表・・・平成28年1月1日以後開始事業年度から

○様式イメージ

＜平成27年12月まで＞

「確定申告書」(第6号様式)

受付印

平成 年 月 日

法人番号

※9桁の「法人番号」を記入。

法人番号

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの

第六号様式 (提出用) (用紙日本工業規格A)

旧法人番号から
納税番号へ表記変更

＜平成28年1月から＞

埼玉県の「納付書」

納付書

法人 領収証書

埼玉県 00160-5-960410 埼玉県 事務局長

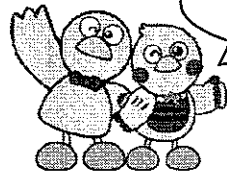
所在地及び法人名

納税番号

から まで

納付書には納税番号
を御記入ください。

御協力
をお願いします。



コパトン&さいたまっち

「確定申告書」(第6号様式)

受付印

平成 年 月 日

法人番号

納税番号

納税番号

※9桁の「納税番号」を御記入ください。
(eLTAXでは「管理番号」となっていますが、
9桁の「納税番号」を入力してください。)

※13桁の「法人番号」(マイナンバー)を御記入ください。
(平成28年3月までに送付する申告書は法人番号欄が
空欄になっていますが、マイナンバーの御記入をお願いします。)

第六号様式 (提出用) (用紙日本工業規格A)

法人県民税の超過課税の延長について

埼玉県・県税事務所

1 超過課税の延長

法人県民税の法人税割について、超過税率を課する特例の適用期間を5年間延長することといたしました。（「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」平成27年埼玉県条例第54号）

2 超過課税の内容

| | |
|---------|---|
| 税 率 | 4.0%（標準税率3.2%） |
| 対 象 法 人 | <ul style="list-style-type: none">○ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人○ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円を超える法人 |
| 適 用 期 限 | 平成33年1月31日に終了する事業年度分まで |

※ 税率及び対象法人については従前のとおりです。

3 超過課税の必要性

本県の財政状況は、依然として厳しい状況にあります。景気は緩やかに回復しているものの、扶助費や公債費などの義務的経費の増加もあり、収支の急速な改善は期待できません。こうした中であっても、様々な行政課題が山積しており、とりわけ裏面に記載された行政需要には、今後重点的かつ計画的な対応が必要となります。

納めていただいた税金は、貴重な自主財源として活用させていただきますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

個人住民税の給与からの 特別徴収を徹底します！

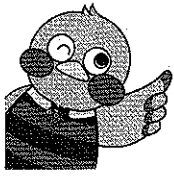
埼玉県と県内すべての
市町村からのお知らせです



「埼玉県のマスコット コバトン」

特別徴収義務者に指定する対象者(事業所)

▶ 所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者 ◀



「埼玉県の新マスコット
さいたまっち」

所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆様には、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられております。これを特別徴収といいます。

原則として全ての事業所に特別徴収していただきます。

〈例外として普通徴収が認められる場合〉

次の理由【A～E】に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。
(当面、普通徴収が認められます。給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を提出してください。)

A. 総従業員数が2人以下の事業所

(他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下のB～Eの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者など。)

B. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)

(給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。)

C. 給与が毎月支給されていない方(不定期受給)

(給与の支給期間について1月を超える期間としている方、毎月の給与支払額が少額であり特別徴収できない方を含みます。)

D. 専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)

E. 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方

(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

※前記の他、次の方は給与支払報告書により市町村で決定します。

年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の方(均等割の非課税基準につきましては、各市町村により異なります。)

☆上記のAからEの普通徴収に該当する方がいる場合は、市町村に提出していただく給与支払報告書の摘要欄に普通徴収該当理由書の該当理由の記号(A～E)を記載してください。(eLTAX等の電子媒体で提出する場合を含みます。)

特別徴収徹底の取組は、九都県市が連携して推進しています！

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

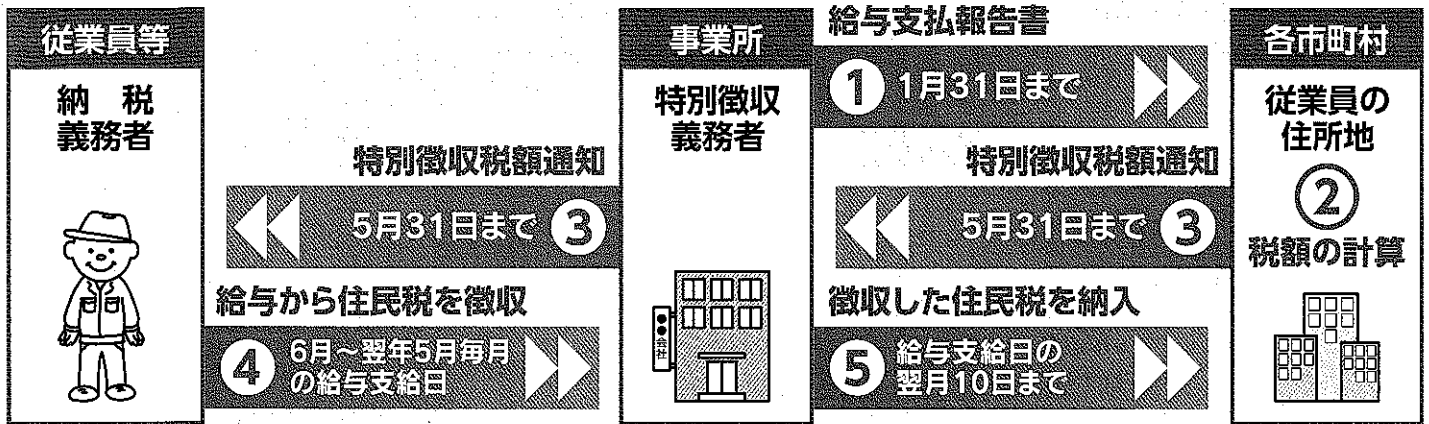


埼玉県・市町村



裏面もごらんください

特別徴収の方法による納税の仕組み



従業員のみなさま

- ①金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。
 - ②普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。
- 例) 年額 12万円
特別徴収 1万円 x 12回
普通徴収 3万円 x 4回

事業所のみなさま

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。
【納期の特例】従業員が常時10人未満の場合は、年12回の納期を年2回(12月10日・6月10日)とすることができます。
※特例を受ける場合は、別途申請が必要となります。

特別徴収を徹底する取組に対する問合せ先

埼玉県総務部個人県民税対策課 Tel.048-830-2647

具体的な手続きに関する問合せ先 (各市町村住民税担当課)

| | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | | 市町村名 | 担当課 | 電話番号 |
|---|------|------|--------------|---|-------|------|--------------|---|--------------|-------|--------------|
| あ | 上尾市 | 市民税課 | 048-775-5132 | さ | さいたま市 | 市民税課 | 048-829-1914 | ひ | 東松山市 | 課税課 | 0493-23-2221 |
| | 朝霞市 | 課税課 | 048-463-2852 | | 坂戸市 | 課税課 | 049-283-1331 | | 日高市 | 税務課 | 042-989-2111 |
| い | 伊奈町 | 税務課 | 048-721-2111 | し | 幸手市 | 税務課 | 0480-43-1111 | ふ | 深谷市 | 市民税課 | 048-571-1211 |
| | 入間市 | 市民税課 | 04-2964-1111 | | 狭山市 | 市民税課 | 04-2953-1111 | | 富士見市 | 税務課 | 049-252-7116 |
| お | 小川町 | 税務課 | 0493-72-1221 | す | 志木市 | 課税課 | 048-473-1111 | ほ | ふじみ野市 | 税務課 | 049-262-9011 |
| | 小鹿野町 | 税務課 | 0494-75-4125 | | 白岡市 | 税務課 | 0480-92-1111 | | 本庄市 | 課税課 | 0495-25-1123 |
| か | 桶川市 | 税務課 | 048-786-3211 | そ | 杉戸町 | 税務課 | 0480-33-1111 | ま | 松伏町 | 税務課 | 048-991-1833 |
| | 越生町 | 税務課 | 049-292-3121 | | 草加市 | 市民税課 | 048-922-1042 | | 三郷市 | 市民税課 | 048-930-7706 |
| き | 春日部市 | 市民税課 | 048-736-1111 | ち | 秩父市 | 市民税課 | 0494-22-2209 | み | 美里町 | 税務課 | 0495-76-5131 |
| | 加須市 | 税務課 | 0480-62-1111 | | つ | 鶴ヶ島市 | 税務課 | | 049-271-1111 | 皆野町 | 税務課 |
| こ | 神川町 | 税務課 | 0495-77-2116 | と | ときがわ町 | 税務課 | 0493-65-1521 | も | 宮代町 | 税務課 | 0480-34-1111 |
| | 上里町 | 税務課 | 0495-35-1220 | | な | 所沢市 | 市民税課 | | 04-2998-9064 | 三芳町 | 税務課 |
| く | 川口市 | 市民税課 | 048-258-1110 | は | 戸田市 | 税務課 | 048-441-1800 | や | 毛呂山町 | 税務課 | 049-295-2112 |
| | 川越市 | 市民税課 | 049-224-5640 | | 滑川町 | 税務課 | 0494-69-1101 | | 八潮市 | 市民税課 | 048-996-2480 |
| こ | 川島町 | 税務課 | 049-299-1757 | に | 新座市 | 市民税課 | 048-477-1111 | よ | 横瀬町 | 税務課 | 0494-25-0113 |
| | 北本市 | 税務課 | 048-594-5518 | | 蓮田市 | 税務課 | 048-768-3111 | | 吉川市 | 課税課 | 048-982-5114 |
| こ | 行田市 | 税務課 | 048-556-1111 | は | 鳩山町 | 税務課 | 049-296-1211 | ら | 吉見町 | 税務会計課 | 0493-54-5029 |
| | 久喜市 | 市民税課 | 0480-22-1111 | | 羽生市 | 税務課 | 048-561-1121 | | 寄居町 | 税務課 | 048-581-2121 |
| こ | 熊谷市 | 市民税課 | 048-524-1111 | ひ | 飯能市 | 市民税課 | 042-973-2111 | わ | 嵐山町 | 税務課 | 0493-62-2153 |
| | 鴻巣市 | 市民税課 | 048-541-9005 | | 東秩父村 | 税務課 | 0493-82-1224 | | 和光市 | 課税課 | 048-424-9102 |
| | 越谷市 | 市民税課 | 048-963-9145 | | | | | | 蕨市 | 税務課 | 048-433-7707 |

詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県くらしと県税

検索

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashindex/z-kyuyo-tokucho.html>

これからは、インターネットで簡単手続！
給与支払報告書等の提出は、

エルタックス
eLTAX

を、ぜひご利用ください！

※このリーフレットでは、個人市町村民税及び個人県民税を「個人住民税」と記載しています。

法人県民税の超過課税の延長について

埼玉県・県税事務所

1 超過課税の延長

法人県民税の法人税割について、超過税率を課する特例の適用期間を5年間延長することといたしました。（「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」平成27年埼玉県条例第54号）

2 超過課税の内容

| | |
|------|---|
| 税 率 | 4.0%（標準税率3.2%） |
| 対象法人 | <ul style="list-style-type: none">○ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人○ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円を超える法人 |
| 適用期限 | 平成33年1月31日に終了する事業年度分まで |

※ 税率及び対象法人については従前のとおりです。

3 超過課税の必要性

本県の財政状況は、依然として厳しい状況にあります。景気は緩やかに回復しているものの、扶助費や公債費などの義務的経費の増加もあり、収支の急速な改善は期待できません。こうした中であっても、様々な行政課題が山積しており、とりわけ裏面に記載された行政需要には、今後重点的かつ計画的な対応が必要となります。

納めていただいた税金は、貴重な自主財源として活用させていただきますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。